

近江八幡市立総合医療センター医療事務業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行うので、次のとおり公告する。

2026 年（令和 8 年）8 月 10 日

近江八幡市立総合医療センター

近江八幡市病院事業管理者 白 山 武 司

医療事務業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近江八幡市立総合医療センター（以下「医療センター」という。）において、医療業務の一環として医療事務を迅速かつ適切に遂行するため、医療事務業務の委託事業者の募集選定を行う。

2. 委託業務概要

(1) 業 務 名 医療事務業務委託

(2) 業務内容 別紙仕様書に定める業務

(3) 事業期間 2027 年（令和 9 年）4 月 1 日から 2030 年（令和 12 年）3 月 31 日まで

当該業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づく長期継続契約である。

(4) 委託料の上限 369,745 千円（消費税含む）（1 年分）

(5) 委託金額の決定等

本プロポーザルにより選定した事業者から見積徴取し、別に定める予定価格の範囲内で地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

3. プロポーザルへの参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに近江八幡市に本店、支店、営業所がある場合には本市の市税に未納がない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）

(4) 近江八幡市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を、当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日に受けていない者

- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（優先交渉権者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 2026 年（令和 8 年）4 月 1 日現在、一般病床 350 床以上の病院において、医療事務業務委託を総合的に受託している実績があること。
- (7) 令和 8 年度近江八幡市入札参加有資格者名簿に行政事務関係業務で登録されているものであること。

4. 日程（予定）

- (1) 2026 年（令和 8 年）8 月 10 日（月） 公告
- (2) 2026 年（令和 8 年）8 月 17 日（月） プロポーザル説明会参加申込書締切
- (3) 2026 年（令和 8 年）8 月 21 日（金） プロポーザル説明会（資料配布）
- (4) 2026 年（令和 8 年）8 月 28 日（金） 質問締切
- (5) 2026 年（令和 8 年）9 月 4 日（金） 質問回答（電子メール）
- (6) 2026 年（令和 8 年）9 月 10 日（木） 公募参加意向の申出締切
- (7) 2026 年（令和 8 年）9 月 16 日（水） 公募資格の可否通知
- (8) 2026 年（令和 8 年）10 月 7 日（水） 企画提案書提出の締切
- (9) 2026 年（令和 8 年）10 月 23 日（金） プレゼンテーション実施
- (10) 2026 年（令和 8 年）11 月中頃（予定） 審査結果通知
- (11) 2026 年（令和 8 年）12 月上旬（予定） 契約締結

5. 説明会

2026 年（令和 8 年）8 月 21 日に開催し、詳細仕様書等の資料をお渡しいたします。

参加を希望される場合は、プロポーザル説明会参加申込書（様式 1）を 2026 年（令和 8 年）8 月 17 日（月）15 時までに事務局へ提出してください。なお、参加者は 1 社につき 3 名以内とさせていただきます。また、資料のみ必要な場合も申込書を提出してください。

説明会の時間・場所などの詳細については、後日事務局から電話にて連絡いたします。

6. 質問受付方法等

本要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は質問書（様式 2）を提出してください。

- (1) 提出期間 2026 年（令和 8 年）8 月 24 日（月）から 2026 年（令和 8 年）8 月 28 日（金）まで
持参の場合は執務時間（8：30～17：15）に提出してください。

ただし、最終日は 15 時必着とします。

- (2) 提出方法 事務局まで持参もしくは電子メールにて提出してください。

- (3) 回答方法 一括して回答を作成し、2026 年（令和 8 年）9 月 4 日（金）17 時までに電子メールにて、すべての質問書提出事業者及び説明会出席事業者宛に送付します。

なお、回答内容について電話等による問い合わせは出来ませんのでご了承ください。

* 質問内容の質問者は伏せて公表し、類似する質問は 1 つの質問として回答します。

7. 公募参加意向の申出

公募参加意向申出書（様式 3）及び該当の添付書類を持参又は郵送にて 2026 年（令和 8 年）9 月 10 日（木）15 時必着 までに事務局へ提出してください。

参加資格等を確認後、参加可否の連絡を 2026 年（令和 8 年）9 月 16 日（水）までに提出事業者
に書面にて通知します。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限：2026 年（令和 8 年）10 月 7 日（水）15 時必着

いかなる理由・提出方法においても提出期限後の受付はできませんので注意してください。

(2) 提出方法：持参又は郵送（ただし持参の場合は平日の執務時間内とし、土曜、日曜、祝日は受付できませんので注意してください。郵送の場合は郵便書留に限ります。）により 15. 事務局まで提出してください。なお、分割提出はできません。

(3) 提出書類：企画提案書（A 4 サイズ様式自由）及び見積書（A 4 サイズ様式自由）

①企画提案書は、評価項目毎に分かりやすく作成した資料を提出してください。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書に沿って行ってください。

②見積書は本業務に係る経費とし、総額及び年額を示してください。併せて、積算にあたっての根拠等も明示してください。

また、積算にあたっては契約年度までの物価上昇などを考慮した金額を設定し、各年同額で設定してください。

なお、見積額が委託料の上限を超えている場合は企画提案書を受理できませんので、ご承知願います。

③企画提案書には、提案者の会社名、個人名の記載及び、会社名、個人名が特定できる記号等は一切記入しないでください（プレゼンテーションも同様）。

(4) 提出部数：9 部（ただし、見積書については、1 部提出願います。）

9. プレゼンテーションならびに審査方法

(1) プレゼンテーションの実施

日時 2026 年（令和 8 年）10 月 23 日（金）（午後を予定）

*詳細な時間等は提案事業者の数が確定後、事務局よりお知らせします。

時間 1 社につき 発表 20 分以内 質疑応答 15 分以内（別に準備、片付けで 5 分程度）

説明者 説明は、委託業務に直接携わる者（責任者、チーフ等）が行うこと。

備考 ・プレゼンテーションに使用される OA 機器について、プロジェクター（ケーブル含む）、スクリーン、ポインター、テーブル、椅子等は医療センターにて準備しますが、パソコン等必要となるものは持参のこと。
・参加者は 3 名以内とします。
・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とします。

(2) 審査方法

近江八幡市立総合医療センターの関係職員で構成する近江八幡市立総合医療センター医療事務

業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という）を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえて優先交渉権者 1 社及び次点者 1 社を特定します。委員会は非公開で行います。

評価項目の考え方及び、点数の考え方は、委員会委員の平均点数で総合的に判断します。平均点数が同点の場合は委員会の合意により決定します。

提案事業者が 1 社であっても審査を実施します。なお、参加者数を問わず平均点数が 90 点に満たない場合は、該当者なしとします。

●評価項目・評価の考え方・配点

評価項目	評価の考え方	配点
受託業務実績	・当院の委託業務を滞りなく運営するための実績について ① 全国における 350 床以上の病院において総合的な医療事務受託実績数等 ※受託業務（令和 3 年 4 月 1 日以降に受託されたもの）は、病院等名、病床数、受託業務の範囲等を記載したものを企画提案書に添付してください。	5
	・委託業務が受託可能な経営状況か ① 過去 3 年間の決算書（損益計算書、貸借対照表等）を企画提案書に添付してください。	5
受託業務に対する姿勢、意欲等	・実施要領や仕様書を認識、理解した、企画提案書の作成やプレゼンテーション	10
統括責任者の知識・経験・マネジメント能力	・統括責任者として病院業務全体を見渡し、医療事務業務の指導、監督できる資格や経歴（経験） ※配置予定者の経歴書を企画提案書に添付してください。	10
事業者としての業務実施に向けた責務等の考え	・当院の円滑な業務の実施に向けた考えや引継ぎについての対応方針	10
実施体制	・医療事務業務を運営するための、質・量ともに十分な人員配置計画	10
	・良質なスタッフを定着させるための方策	10
	・職員の休暇や退職時の対応（欠員補充体制）	5
	・医療事務に係る教育、接遇や個人情報保護等に関する研修の計画、取組内容や実施状況	5
	・医療 D X 及び、A I 等の活用により人件費の削減や業務の効率化をはじめとする独自の提案	15
業務に対する提案（考え）	・患者サービス向上の取り組みについての提案（考え）	10
	・未収金やクレーム、緊急時の対応についての提案（考え）	5
	・レセプト業務についての提案（考え）	10
	① 請求漏れ等について	
	② 査定、返戻、再審査請求等について	
	③ 査定分析や診療報酬改定について	

	・危機管理等の体制について ① 個人情報保護や災害（事故）発生時の対応 ② 受託業務の詳細業務遂行に対する考え	1 0
	・当院に向けての独自の提案	1 0
委託料	・見積金額の競争性について	2 0
合 計		1 5 0

10. 審査結果の通知

全ての参加事業者に書面にて通知します。

11. 契約

本プロポーザルにより特定した最も優れた企画提案者に対して、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、予定価格以内で見積徴取を行い、随意契約を行います。

12. 提案の辞退

提案意思確認書を提出した後、業務委託事業者選定を辞退する場合は、早々に辞退届を提出すること（様式は任意）。辞退をした場合でも、今後貴社が不利益な取り扱いを受けることはありません。

なお、辞退届については様式自由としますが、社印等が押印されたものとします。

13. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定委員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (8) その他、当該要項に基づいていない場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合があります。
- (2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があります。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担となります。
- (4) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属しますが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがあります。なお、採用された企画提案書の著作権は当医療センターに帰属するものとします。
- (5) 提出された企画提案書は返却しませんのでご了承ください。
- (6) 本プロポーザルに係る個別の説明会は開催しません。質問がある場合は、当該要領に基づき質問

書（様式２）を提出してください。なお、質問がない場合は提出の必要はありません。

- (7) 引き継ぎに係る費用は受託企業の負担とします。
- (8) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。
- (9) プロポーザル説明会参加申込書（様式１）及び質問書（様式２）は、執務時間（８：３０～１７：１５）
外および土日曜日・祝祭日に電子メールによる提出も可能ですが、受付期間中の平日執務時間内
に送信した旨を必ず事務局へ連絡してください。

15. 事務局

〒523-0082 近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター 医事課（担当：北川・岩井）

TEL：0748-33-3151（代表）

E-mail： 030204@city.omihachiman.lg.jp